

### 1 意見募集の趣旨

探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「規則」という。）の一部を改正するに当たり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条の規定に基づき改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

### 2 期間

平成24年2月3日（金）から平成24年3月3日（土）までの間

### 3 改正の内容等

#### (1) 営業開始時に交付された届出証明書の番号の継続的明示

探偵業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第4条第3項は、都道府県公安委員会は、探偵業の開始又は変更の届出があったときは、規則で定めるところにより、届出があったことを証する書面（以下「届出証明書」という。）を交付しなければならないとしている。

届出証明書に付されている番号は、当該探偵業者の固有の番号として広く使用されているところである。

法第4条第3項の届出については、主たる営業所の名称やその所在地に加え、法人形態の場合にはその役員の氏名や住所等といった頻繁に変更が生じる事項についても行う必要があるところ、その際には、既に交付されている届出証明書を提出した上で、新たな番号が付された届出証明書の交付を受けることとなる。そのため、契約のたびに当該番号が異なるといった事態が発生し、消費者の困惑を招いているという問題が生じている。

このような実態を踏まえ、消費者保護のため、探偵業者が探偵業の開始の届出の際に交付を受けた届出証明書の番号を変更の届出がなされた際に交付される届出証明書上においても明示することとし、同一の探偵業者については、営業開始時に交付された届出証明書の番号を継続して確認できるようにするものである。

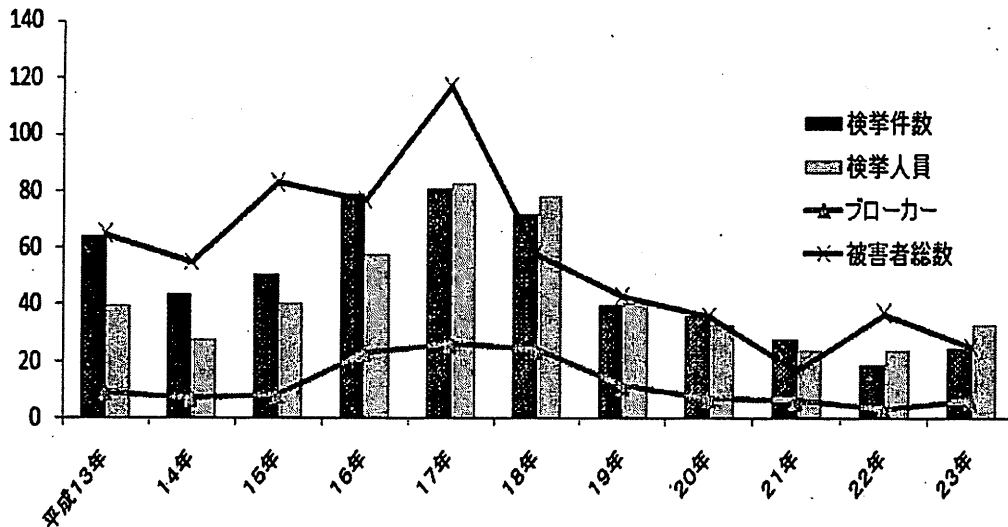
#### (2) 施行期日

平成24年6月1日から施行する。

1 人身取引事犯の検挙状況等

被害者数が減少したものの検挙件数・人員が増加

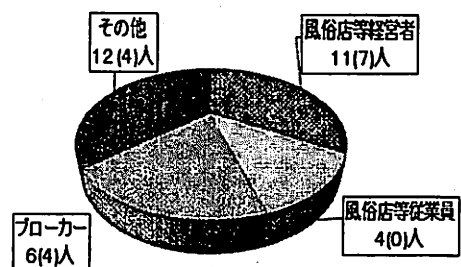
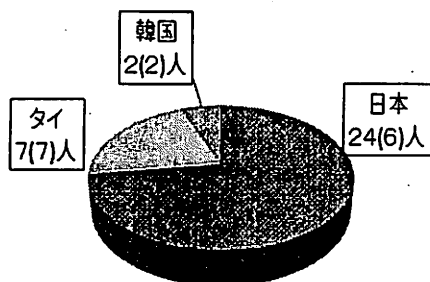
	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	計
検挙件数	64	44	51	79	81	72	40	36	28	19	25	539
検挙人員	40	28	41	58	83	78	41	33	24	24	33	483
ブローカー	9	7	8	23	26	24	11	7	6	3	6	130
被害者総数	65	55	83	77	117	58	43	36	17	37	25	613
タイ	39	40	21	48	21	3	4	18	8		12	214
フィリピン	12	2		13	40	30	22	7	4	24	8	162
中国(台湾)	7	3	12	5	4	10		5	1		1	48
日本							1	2	2	12	4	21
中国(マカオ)								2				2
中国		4	2					1				7
中国(香港)									2			2
バングラデシュ								1				1
インドネシア	4		3		44	14	11					76
コロンビア	3	6	43	5	1							58
韓国				3	1	1	5			1		11
ルーマニア					4							4
ロシア				2								2
カンボジア			2									2
オーストラリア					1							1
エストニア					1							1
ラオス				1								1



(1) 検挙状況(括弧内は女性)

ア 被疑者の国籍等

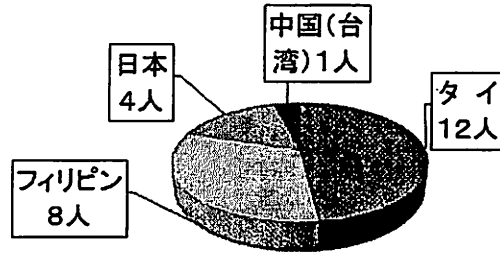
イ 被疑者検挙時の職業等



(2) 被害状況

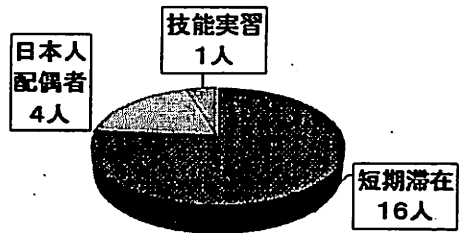
ア 被害者の国籍等

- ・ タイが 48 パーセントで最多



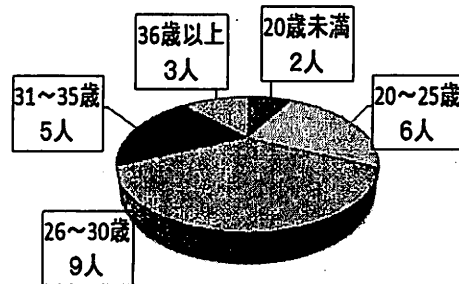
イ 外国人被害者の在留資格

- ・ 短期滞在が 76 パーセントで最多



ウ 被害者の年齢

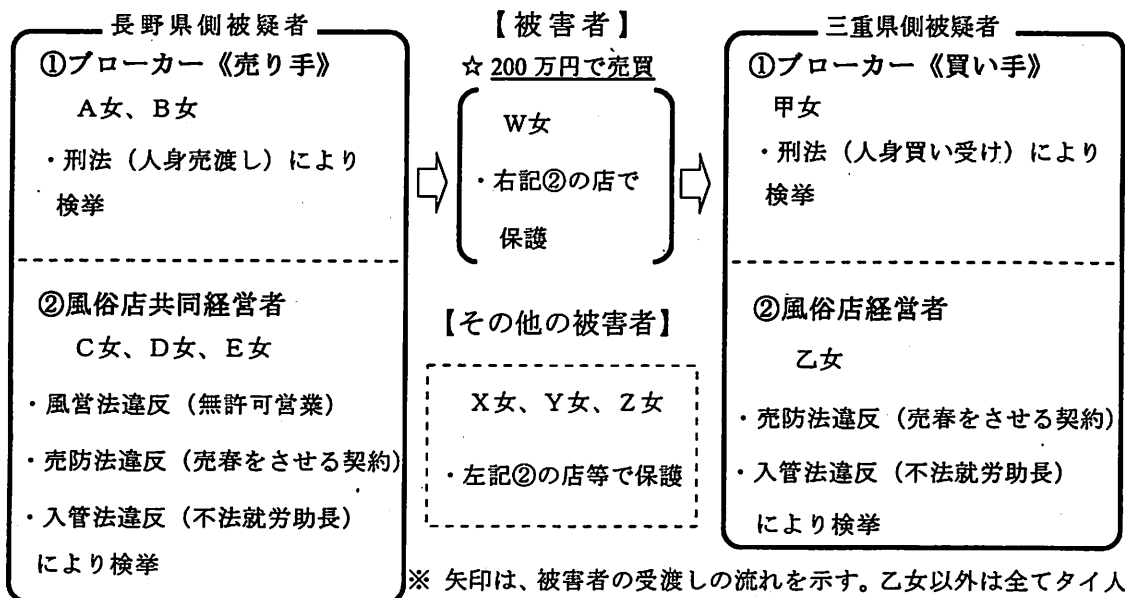
- ・ 26 歳から 30 歳が 36 パーセントで最多



エ 被害実態

- ・ 短期滞在のタイ人女性が売春を強要された事例が多く見られた。

2 検挙事例：タイ人女性被害に係る人身売買等事件（長野県警察）



### 1 目的

子どもや女性を守るための匿名通報事業（通称「匿名通報ダイヤル」）は、子どもや女性の早期保護等を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による事件情報の通報を受け、これを警察に提供して、捜査等に役立てようとするもの。

### 2 事業の経過

平成19年10月1日 少年の福祉を害する犯罪及び人身取引事犯を対象犯罪とし、電話での受付による運用を開始  
平成21年7月1日 電話に加えてWEBフォーム（インターネット）での受付による運用を開始  
平成22年2月1日 児童虐待事案及び人身取引事犯のおそれのある犯罪（風営法、売防法及び入管法違反のうち一定のもの）を対象犯罪に追加

### 3 平成23年中の通報受理状況

#### (1) 総件数

1,447件（前年比－267件）

※ 通報手段別内訳：電話 261件（前年比－216件）  
WEB 1,186件（前年比－51件）

#### (2) 対象犯罪別件数

人身取引事犯等	少年の福祉を害する犯罪	児童虐待事案	参考情報
127件(9%) (前年比-30件) (月平均11件)	216件(15%) (前年比-99件) (月平均18件)	133件(9%) (前年比-219件) (月平均11件)	971件(67%) (前年比+81件) (月平均81件)

※ 人身取引事犯等には、人身取引事犯のおそれのある犯罪を含む。

※ 参考情報とは、対象犯罪以外の情報をいう。

### 4 活用状況

#### (1) 通報に基づく検挙事件数

10件(前年比+5件) うち情報料支払い対象事案7件(前年比+4件)

※ 運用開始後通算27件（うち情報料支払い対象事案16件）

#### (2) 児童虐待事案への対応

児童虐待の疑いが認められた15件について児童相談所への通告を実施。

とくめいほう やってサンキュー

- 通報先電話番号 0120-924-839（フリーコール）
- 専用ホームページ <http://www.tokumei24.jp>

## 1 対象事件

- (1) 高橋克也（53歳）に係る地下鉄駅構内毒物使用多発殺人事件及び公証役場事務長逮捕監禁致死事件（警視庁）
- (2) 菊地直子（40歳）に係る地下鉄駅構内毒物使用多発殺人事件（警視庁）  
※ 平成23年9月29日、警察庁ウェブサイトに掲載し広告中（2回目）

## 2 概要

現在、各対象事件に係る懸賞金の上限額は500万円（捜査特別報奨金300万円、私的懸賞金200万円）であるが、これを1,000万円（捜査特別報奨金800万円、私的懸賞金200万円）に引き上げる。

## 3 実施日時等

平成24年2月2日（木）、警察庁ウェブサイト上の広告掲載内容を変更して実施する。

## 4 広報活動の促進

警察庁ウェブサイトのほか、関係府県警察ウェブサイト上にも引上げの概要を掲載して広く国民に周知を図るほか、新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミに対し広報資料を提供するなど、国民からの情報提供が得られるよう積極的な広報を推進する。

## 5 参考

- (1) 本日現在、捜査特別報奨金制度に基づく広告実施中事件数は22事件である。
- (2) 平成21年11月10日、本制度に基づく情報提供により警察庁指定重要指名手配被疑者市橋達也を検挙している。

公安委員会	平成23年中における死体取扱状況	平成24年2月2日
説明資料No. 5	について	捜査第一課

### 1 死体取扱数

17万3,735体（前年比 2,710体（1.6%）増加）

- 犯罪死体 735体（前年比 99体（11.9%）減少・死体取扱総数の0.4%）
- 変死体 2万701体（前年比 2,318体（12.6%）増加・死体取扱総数の11.9%）
- 非犯罪死体 15万2,299体（前年比 491体（0.3%）増加・死体取扱総数の87.7%）

死体取扱総数	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	125,403	133,922	136,092	148,475	149,239	154,579	161,838	160,858	171,025	173,735
犯罪死体	1,869	1,777	1,528	1,087	927	858	984	811	834	735
変死体	13,813	13,770	12,448	12,969	12,747	14,076	15,038	15,731	18,383	20,701
非犯罪死体	109,721	118,375	122,116	134,419	135,565	139,645	145,816	144,316	151,808	152,299

### 2 検視官の臨場

- 臨場数 6万3,626体（前年比 1万6,104体（33.9%）増加）
- 臨場率 36.6%（前年比 8.8ポイント増加）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
検視官臨場数	16,929	16,054	16,221	17,485	16,756	18,322	22,780	32,676	47,522	63,626
検視官臨場率(%)	13.5	12.0	11.9	11.8	11.2	11.9	14.1	20.3	27.8	36.6
検視官数	133	134	136	136	144	147	160	196	221	268
補助者数				128	135	143	169	317	358	450

### 3 解剖率

- 死体取扱数に占める死体解剖数の割合  
11.0%（前年比 0.2ポイント減少）

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
死体解剖	総数	12,147	11,974	12,873	13,570	14,042	14,725	15,716	16,184	19,083	19,176
	解剖率(%)	9.7	8.9	9.5	9.1	9.4	9.5	9.7	10.1	11.2	11.0
司法解剖	数	4,650	4,601	4,969	4,942	5,524	5,901	6,285	6,569	8,014	7,971
	解剖率(%)	3.7	3.4	3.7	3.3	3.7	3.8	3.9	4.1	4.7	4.6
行政解剖	数	7,497	7,373	7,904	8,628	8,518	8,824	9,431	9,615	11,069	11,205
	解剖率(%)	6.0	5.5	5.8	5.8	5.7	5.7	5.8	6.0	6.5	6.4

- ※ 警察庁刑事局捜査第一課に報告のあったもの。
- ※ 交通関係、東日本大震災の死者を除く。
- ※ 平成16年以前の補助者数については、把握していない。

公安委員会	散弾銃積載の自動車盗事件	平成24年2月2日
説明資料No. 6	の検挙について（千葉県警察）	捜査第一課

### 1 被疑者

(1) 住居 自称 千葉県千葉市  
職業

43歳

※ 逮捕日等 平成24年1月30日 午後11時46分 緊急逮捕

(2) 住居 自称 千葉県千葉市  
職業

39歳

※ 逮捕日等 平成24年1月31日 午前4時54分 通常逮捕

### 2 事案概要

被疑者兩名は、平成24年1月28日（土）深夜、千葉県市川市内の  
被害者 方敷地内において、同所に駐車中の散弾銃1丁、  
散弾実包約120個等積載の普通貨物自動車1台（時価合計約200万円  
相当）を窃取したものの。

### 3 捜査状況等

捜査支援システムを活用して容疑車両を浮上させた上、1月30日夜、  
捜査第三課員が千葉県印西市内において、被害車両等を運転中の被疑者2  
名を発見し、職務質問の上、被疑者兩名を検挙するとともに散弾銃等を押  
収したものの。

公安委員会 説明資料No. 7	オウム真理教関係警察庁指定特別手配 被疑者の再逮捕について。(警視庁)	平成24年2月2日 公安課 捜査第一課
--------------------	--	---------------------------

1 被疑者

住居 不定

職業 無職 平田 信 (ひらた まこと) 46歳

2 逮捕日時及び逮捕罪名

逮捕日時 平成24年1月31日 (火) 午後1時02分

逮捕罪名 爆発物取締罰則違反  
 火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反

3 事案の概要

(1) 被疑者は、ほか数名と共謀の上、平成7年3月19日、東京都杉並区内に所在するマンションの1階玄関入り口ドアの前に、時限式発火装置を施した爆発物1個を設置し、時限の到来とともにこれを爆発させ、同マンションの玄関ガラスドア等を破壊するなどし、もって爆発物を使用したもの。

(2) 被疑者は、ほか数名と共謀の上、平成7年3月19日、東京都港区区内に所在する会社(代表取締役松本智津夫)ビルの前の路上において、コーラびんにガソリンを入れた火炎びん1本に点火し、同ビル1階の同社店舗内に投てきして炎上させ、人の身体・財産に危険を生じさせたもの。

4 捜査の経過

(1) 公証役場事務長逮捕監禁致死事件及び爆発物取締罰則違反事件については、平成7年5月、被疑者を全国に指名手配し、さらに同年9月、警察庁指定特別手配とした。

(2) 1月1日、平田を逮捕監禁致死で逮捕。

(3) 1月20日、平田を逮捕監禁で起訴。